

令和3年度 第1回豊川市公契約審議会 議事録

- 1 日時
令和3年11月8日（月） 午前10時30分～午前11時55分
- 2 会場
豊川市役所 委員会室
- 3 出席者
委員
金井 幸子（愛知大学法学部 准教授）
渡辺 裕一郎（愛知県社会保険労務士会 三河東支部）
大村 幸司（豊川商工会議所 建設関連部会長）
酒井 雅喜（日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会事務局長）
長坂 和俊（愛知県労働者福祉協議会 東三河支部長）
長谷川 完一郎（豊川商工会議所 専務理事）
事務局
財産管理監 須川 勝以
総務部次長 木本 秀史
総務部契約検査課課長 小島 一成
総務部契約検査課課長補佐 林 健史
総務部契約検査課契約係長 大林 吉子
- 4 会議の公開の可否
公開
- 5 傍聴者
なし

1. 開会

2. 会長あいさつ

財産管理監あいさつ

3. 令和2年度審議会の答申について

資料1を事務局より説明

質疑・意見等なし

4. 特定公契約の状況について

(1) 令和2年度、令和3年度(9/30時点)特定公契約一覧表

資料2-1、資料2-2を事務局より説明

質疑・意見等

【会長】

資料2-1のNo.7 普通作業員の労務単価の41.2%となっているのが気になりますが、ご本人はご承知されていることよろしいでしょうか。

【事務局】

聞き取りしたところ労働者の方とは合意されているとのことでした。

どのくらいの作業をしているかは不明ですが、年金受給者の方だと聞いております。

(2) アンケート結果(特定公契約対象労働者)

資料3、資料3-1、資料3-2を事務局より説明

質疑・意見等

【委員】

アンケートの結果の中で、周知は色々あると思いますが、建設工事と業務委託では「知っている・知らない」が相反するというのは、市としてはどのようにとらえていますか。

建設工事については、「知らない」が多く、業務委託は「知っている」が多いですが、中身については温度差があるのではと感じます。

【事務局】

今回のアンケートのやり方としては、建設工事は直接現場へ行って作業員さんに聞きました。下請けの作業員さんが多く、なかなか下請けさんまで周知ができていませんでした。作業員さんも工期中の一時的な期間だけや1日しか来ない作業員さんもいるので、周知が難しい状況です。

現場にいくと、書面による掲示がされていますが、内容の周知までは徹底されていないと思われます。

業務委託は直接元請けが雇用しており、(清掃業務、調理委託など) パートさんに近い形で働いているので、時給がいくらというのはわかっており最低ラインの意識は高いと思われます。

現場の作業員さんは日給月給の給与体系が多いため、日給でいくら貰っているか、という認識はあると思いますが、労働報酬下限額は「1時間あたりの賃金」という書き方になっているので、そのため認識しにくいかと考えています。

現在の書面では時給で記載されているので、工事向けに日給での記載も必要ではと考えています。

【委員】

チラシの関係ですが、現場の方は「年度」というのはわかりにくにと思いますので、「〇月〇日現在」としたほうがわかるのではないのでしょうか。

最低賃金についても、工夫したほうがよいと思います。

【事務局】

「わかりやすい」というのは我々の認識と作業員さんとでは違いもあると思いますので、そこは合わせていきたいと思います。

【委員】

資料3の業務委託、指定管理のアンケートは作業員を抽出して行っていますが、全体の総数は把握していますか。

【事務局】

工事で言わせていただくと、土木は5名程度で作業をしていますが、建築工事は下請けが何十社となるので、現場にはトータルすると何百名という作業員さんが、入られるということになります。今回はたまたまその日に作業をされていた方にアンケートをお願いしました。多い現場では20～30名の方が入っていたようですが、総数は把握できておりません。

【委員】

会社の方は管理が大変だと思います。

1日しか来ない方は、現場が変われば労働報酬下限額は関係なくなると思うので、給料が低い場合、この日だけは上げるのかというように管理が難しいと思います。

先ほどの話だと土木工事はよいと思いますが、建築工事については、その1日のために契約書を発行するのか、などそういう問題があるかと思いました。

【事務局】

業務委託のように、直接雇用されているところは管理ができますが、1日しか来ないとか、数時間だけなど工事は難しいと思いますが、こういった制度があることは理解していただきたいと思います。先ほども言いましたが、時間あたりの単価と

というのは、作業員さんにはわかりにくいかと思うので資料には時給と日給の両方を記載し、これくらいの金額が豊川市の特定公契約工事で定められているという意識をもっていただきたい。

現場に入るときには必ず新規入場者教育を行うので、その際に公契約の話をしてもらうのが必要と考えています。

【委員】

現場の人は1日いくらなのか、1日何時間働くのかわかっているのでしょうか。8時間か、7.5時間なのか。休憩も取られていると思うし、1日働いていないかもしれない、そのあたりの話からスタートなのかなと思います。

【委員】

建設工事の質問2は元請け、下請けのそれぞれの比率が出ていますが、問4～7については元請け100%、下請け0%という数字が出ているのかと思ったりもしますが、そのあたりのデータがあれば教えていただきたいです。

【事務局】

問4以降につきましても、一部下請けも「知っている」とありましたが、元請けの方が多かったと思います。

【事務局】

問2で制度について「知っている」が16名いますが、その中でも賃金が下回った際に申出できることを知らない方がいるようでした。詳細については次回説明させていただきます。

【会長】

今後の対応としては、「公契約条例の手引き」を改正していくことは決定でよろしいですか。

【事務局】

今は作業所等に書面の掲示をしています。こちらも検査に行ったときにそれは確認していますが、それだけでは不十分だということが今回のアンケートでわかりました。今後は何か手元に残るようなものを直接渡す必要があるかと思しますので、改正をしたいと考えています。

【会長】

直接書面で交付するということですが、どの時点で交付するのですか。

【事務局】

契約した時点で書面については、想定される人数分用意し元請け業者に渡します。現場に入るときには業者が作業員さんに新規入場者教育を行っていますので、その時に渡していただくという形がよいと思っています。

【会長】

1日しか来ない方については、その都度説明したただき、渡してもらおうということですね。

今は書面交付をしていないのですか。

【事務局】

今の手引きは「掲示又は書面交付」となっていますが、アンケートの結果から書面交付はしていないようです。渡す書面については先ほどご指摘があったように作業員さんにわかりやすいものにするように考えます。

労働報酬下限額の表については時給、日給の記載や、職種については対象となることが多い職種を記載するなどします。

5. 議題

(1) 労働報酬下限額について

資料4「労働報酬下限額設定区分について」事務局より説明
質疑・意見等

【委員】

労働報酬下限額の設定ですが、県が設定していないところが多いですが、理由はありますか。

【事務局】

条例は作っても、下限額の設定をしているところは少ないです。豊川市では下限額のチェックは元請けのみですが、下請けまでチェックするのかなど、設定すると色々課題が出てきます。

「(1) ⑦【工事請負契約】 公共工事設計労務単価設定あり」について

資料4「(1) ⑦工事請負契約(公共工事設計労務単価設定あり)」事務局より説明
質疑・意見等

【委員】

基本的には今の考え方でよいと思いますが、豊橋市の上げ方まで記載されてしまうと、2年後に豊川市も上げます、と言っているように感じます。そのように考えてよいですか。もちろん世の中の情勢もあるかと思いますが、この表記は気になります。

【事務局】

今年度の設計労務単価は調査結果では引き下げになるところ、コロナの影響もあり現状維持ということになりましたので、事業者側にも負担になっているかと思われま。2年後に3%上げることができるか言われると、状況判断が難しいと思いますので、この表記については考えます。

【会長】

今年度と同じという形で適当ではないかと思いますが、こちらについては次回ということでよいでしょうか。

「(1) ㊦【工事請負契約】公共工事設計労務単価設定なし」について
資料4「(1) ㊦工事請負契約(公共工事設計労務単価設定なし)」事務局より説明
質疑・意見等

【会長】

変更なしということですね。

【事務局】

これまで通りの考え方でやらせていただきたいと思います。実際この職種が出てくることはないと思います。元々設計単価が設定されていないということはその職種で働いている作業員さんがほとんどいないということだと思います。

【委員】

文章の書き方は豊橋市と同じでよいですか。

【事務局】

同じです。

【会長】

直近が平成22年度というのは古い感じがします。それだけこの職種はいないということですね。

「(2) ㊧【業務委託契約・指定管理協定】」について
資料4「(2) ㊧業務委託契約・指定管理協定」事務局より説明
質疑・意見

【会長】

今年度と変更なしということですね。

最低賃金がかなり上がりましたので、事業者の方に無理のない範囲でということがあるかと思えます。

「(1) ㊦工事請負契約」 (2) ㊧【業務委託契約・指定管理協定】の「未熟練者・年金等受給者」について

資料4「(1) ㊦工事請負契約(未熟練者・年金等受給者)」「(2) ㊧業務委託契約・指定管理協定(未熟練者・年金等受給者)」説明
質疑・意見等なし

(2) 労働報酬下限額の取扱いについて

資料4「2. 労働報酬下限額の取扱いについて」事務局より説明
質疑・意見等なし

6. 閉会

【会長】

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回豊川市公契約審議会を終了します。
ありがとうございました。